

平成 23 年度
西東京市教育委員会の教育目標(主要施策)



西東京市教育委員会

西東京市教育委員会の教育目標

平成 18 年に「教育基本法」が改正され、今後の我が国における教育の目的、理念が明確に定められた。この目的、理念の実現に向けて「教育振興基本計画」が定められ、学校教育においては、平成 20 年に「学習指導要領」が改訂され、国として具体的に教育を振興していく道筋が明らかになった。

また、社会教育においては、「社会教育法」「図書館法」が改正され、教育全体が新たな枠組みにおいて動き出した。

西東京市教育委員会は、これらの動きを踏まえ「西東京市教育計画(平成 21 年度から平成 25 年度)」において教育の目標を次のように定めるとともに、東京都教育委員会と連携し、「西東京市総合計画(後期基本計画)」と歩調を合わせ、本市の状況を踏まえ、「西東京市教育計画」に掲げる 4 つの基本方針(視点)に沿って、具体的な施策を積極的に推進していく。

<教育の目標>

西東京市教育委員会は、すべての市民が進んで知性、感性を磨き、道徳心や体力を高め、人間性を豊かにし、国際社会の平和と発展に貢献することを願い、次に掲げる市民の育成を教育目標とします。

互いの生命と人格を尊重し、思いやりと規範意識のある市民

社会の一員として、勤労と責任を重んじ、広く社会に貢献しようとする市民

自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな市民

伝統と文化を尊重し、自然と郷土を愛するとともに、環境の保全に寄与する市民

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図ります。

そして、教育は、学校、家庭、地域及び行政が連携し、それぞれが責任を果たして行われなければならないとの認識に立って、共に学び・共に成長し・共に励ましあう自主的・自発的活動を推進し、すべての市民が教育に参加することを目指していきます。

<4 つの基本方針(施策の視点)>

1 「生きる力」の育成
2 「生きる力」をはぐくむための学校教育環境の整備
3 社会全体での教育力の向上
4 いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現

平成 23 年度の主要施策

平成 23 年度においては、「生きる力」を支える「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランスよく育成するため、「東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査」などの結果を有効に活用し、授業改善プランに基づく授業改善を進め、学力の向上を図るとともに、学校、家庭、地域や関係機関との連携を図り、一体となった取組を推進する。

小学校においては、2 年間の移行期間を経て今年度から新しい学習指導要領による教育課程が全面実施されるため、授業時数の増加、教育内容の充実により、確かな学力をつける教育を推進していく。また、中学校の新しい学習指導要領の実施を翌年度に控え、その移行への準備を滞りなく進める。

特別支援教育については、心理カウンセラーの小学校への定期的な派遣など人的支援や学校での特別支援教育の充実のため、教職員の研修を行う。平成 22 年度に開設した市内中学校初の通級指導学級や既存の小学校通級指導学級においても通常学級、特別支援学級との連携を図りながら、特別支援教育の充実に努める。

教育環境の整備については、引き続き学校施設の整備を進めるとともに、昨年度から準備を進めてきた、中学校完全給食の第 1 期 3 校の円滑な実施及び次年度での全中学校における実施に向けての準備を遅滞なく行う。一方、学校施設の適正規模・適正配置の基本方針に基づき、通学区の見直しを進め、併せて老朽化した中原小学校及びひばりが丘中学校の建替えを視野に入れた検討を庁内組織を中心に進める。また、国と東京都の制度を活用して、2 箇年で小中学校全校普通教室へのエアコン設置を目指す。

市民の生涯学習活動を支援するため、人材等の生涯学習情報の整備、活用を推進する。また、文化財資料の収集・整理を行い、地域の生涯学習環境を整える。

公民館においては、地域ぐるみの教育の充実、多様な学びを支える地域の中核施設として、より質の高い事業展開と効率的な施設運営を目指すことで、市民が参加と自治を原則とした文化を作り上げることを推進する。

図書館事業については、老朽化した施設の改修、中央図書館におけるレファレンス機能の強化や IC タグ資料管理システムを利用した効率的な運営、さらに東伏見駅周辺での図書サービスの提供を検討するなどし、市民の学習環境の整備を図る。

(1) 確かな学力の育成を図る

国際化、情報化が進展する今日の世界の中では、子どもたちが自ら学び、力強く生き抜く力を身に付けていくことが重要であり、子どもたち一人ひとりの思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められている。

そのために、すべての児童・生徒に対し「確かな学力」の定着と伸長を図るとともに、個性と創造力を伸ばす教育を重視し、国際社会に生きる市民を育成する教育を推進する。

きめ細かな学習指導による基礎・基本の定着

東京都教育委員会による「児童・生徒の学力向上を図るための調査」などの学力に関する調査結果を基に、各学校において授業改善推進プランを作成し、指導法の改善を図り検証していく授業改善サイクルを確立することにより、子どもたちの学力向上のための取組を推進する。また、家庭や地域との連携を推進し、学習意欲の向上及び学習習慣の確立を図る。

学習支援員配置事業により、小学校第1学年における学習指導及び生活指導の充実を図る。

新学習指導要領の改善事項を踏まえ、言語活動の充実、理数教育の充実などを行う。

日本や世界の文化・伝統に触れる機会の充実を図り、郷土や我が国を愛する心、誇りをはぐくむとともに、多様な文化に対する理解を深め、世界の中の日本人としてのアイデンティティを育てる教育を推進する。また、ALTの活用及び海外滞在経験のある保護者、地域教育協力者等との連携を図り、小学校における外国語活動の完全実施に向けての取組を推進し、中学校における外国語教育への円滑な移行と充実を図る。

学ぶ意欲に応える教育の充実・推進

少人数学習集団による授業において、習熟度別指導などを取り入れ、個に応じた多様な教育を一層充実し、児童・生徒の学ぶ意欲を大切にしながら、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るとともに、それらを活用して思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成する。

個に応じた指導の充実の観点から、各学校で行われている長期休業中における多様な教育活動をより充実・発展させていく。

教育情報化による学習指導の質の向上

学校におけるICT環境の一層の整備を進め、問題解決的な学習や探究活動等においてICTを積極的に活用できる能力を身に付けさせるとともに、情報モラル等に関する指導の充実を図る。

教員一人一台のコンピュータの整備を進め、子どもの学習支援に努め、学習指導の充実を図る。

(2) 豊かな人間性の育成を図る

子どもたちが、人権尊重の理念を正しく理解し、人を思いやり、相手の気持ちを想像し、成長に応じて新たな関係を構築できるようにするとともに、社会に貢献しようとする精神をはぐくむため、人権教育、道徳教育、体験などの取組を進めていく。

また、責任ある社会の一員として、規範意識、公共心をもって生きる自覚を促し、自立した個人を育てる教育を推進する。

人権と平和に関する教育の推進

子どもたちが、自他をいつくしみ、生命を大切にするなど、人間性豊かに健やかに成長できるように、学校・家庭・地域が連携し、豊かな心の育成を図る。

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を図るために、「東京都人権施策推進指針」等に基づき、各学校で作成している人権教育の全体計画及び年間指導計画を踏まえた指導の充実を図る。

いじめや暴力行為など、子どもの多様な課題の解決を図るために、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを推進する。

道徳教育の充実

学校の全教育活動において道徳教育の充実を図るとともに、道徳教育の要としての道徳の時間を重視し、授業時数の確保、指導内容の重点化、教材を効果的に活用した道徳授業の質の向上をさらに図る。また、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育を推進するために、引き続き「道徳授業地区公開講座」を実施する。

社会や自然との豊かなふれあいによる体験学習の推進

思いやりの心や規範意識等をはぐくむ集団宿泊活動や職場体験活動、奉仕体験活動等を推進していく。特に、子どもたちに望ましい職業観・勤労観をはぐくむキャリア教育を小学校から組織的・系統的に推進するとともに、中学校における職場体験活動等の充実を図る。

「西東京市子ども読書活動推進計画」や学校の指導計画に基づき、司書教諭と学校図書館専門員が連携を図り、学校図書館管理システム等も活用しながら、読書活動等の活性化を図る。また、市立図書館との連携をさらに強化し、調べ学習の充実等を図る。

(3) 健康と体力の育成を図る

運動や食という、生きていく上で根本的に重要なことについては、幼いころから理解し、生涯にわたって実践していくことが重要である。

生涯にわたって健康で活力ある生活を送るために、運動に親しむ資質や能力育て、健康と体力づくりを進めるとともに、「西東京市食育推進計画」に基づき、学校給食や地域との連携を通じて食育の推進を図る。

たくましく生きるための健康と体力づくりの推進

子どもの体力低下、運動習慣の二極化傾向を踏まえ、豊かなスポ - ツライフを実現するために、体力テスト等の結果を基に、体育科・保健体育科をはじめ全教育活動において、身体能力の育成を図るとともに、特別活動、運動部活動等や教育課程外の学校教育活動を関連させ、家庭・地域との連携を深めながら体力の向上を推進する。

規則正しい生活習慣の確立

確かな学力、健やかな体等を支える基本的な生活習慣を子どもたちに身に付けさせるために、文部科学省の学習状況調査等の結果を基に、各学校が家庭との連携・協力を図る。

食育の推進

「西東京市食育推進計画」や各学校が作成した食育全体計画・指導計画に基づき、養護教諭・学校栄養職員等の専門性を生かすなど教師間の連携に努めるとともに、地場野菜等を学校給食に活用するなどの工夫及び家庭・地域との連携を図り、学校における食育を推進する。

(1) 特色ある学校づくりの推進を図る

国際化、情報化、そして社会ニーズの多様化などを背景に、保護者の期待に応える特色ある学校づくりが求められている。

各学校が校長のリーダーシップの下、地域の特性を踏まえた特色ある教育活動を実施できるよう、地域の人材や外部講師などの活用や充実した教育課程の編成の推進を支援する。

特色ある学校づくりに向けた支援

各学校が特色ある教育活動を進め、子どもの個性と創造力を伸ばすために、多様な専門性のある地域人材を活用する「地域教育協力者活用事業」を推進する。また、子どもの多様な個性、能力、適性や保護者の要請に応えるため、引き続き学校選択制を実施する。

特色ある教育課程の編成と実施

特色ある学校づくり、柔軟な教育課程が編成できるように、学期制・休業日の在り方について基本的な方針を定めるとともに、9年間の発達段階や指導内容の系統性を踏まえたカリキュラムの作成を含め、小・中一貫教育の検討を進める。

保護者や地域の人々の理解や協力を得ながら開かれた学校づくりを進めるために、積極的に学校公開や広報活動などの取組を行う。

(2) 学習環境等の整備を図る

学校施設に関して、環境への配慮、バリアフリーや情報化への対応に対する意識が高まっており、また施設の老朽化に対する改善に対する取組が求められている。

ハードとソフトの両面から、児童・生徒に対してよりよい学習環境を整備するとともに、地域における防災拠点として役割も踏まえ、地域に開かれた学校として高齢者、障害者、さらに環境にもやさしい学校づくりを推進する。

また、児童・生徒数の動向を踏まえ、学校施設の適正規模・適正配置について具体的な検討を進める。

人にやさしい教育環境の整備

児童・生徒に対する良好な教育環境の整備を進め、地域の人々が集う場として、高齢者や障害者にも開かれた学校を目指す。中学校完全給食の実施に伴い、田無第一中学校、保谷中学校、田無第二中学校、ひばりが丘中学校、柳沢中学校において、昇降機及び誰でもトイレの設置を行う。

「西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、西東京市に学ぶ子どもたちにとって、より良い教育環境を実現することを念頭に置きながら、学校・保護者・地域の住民を構成員とする協議会等を設置し、通学区域の見直しについて検討する。一方、老朽化した中原小学校及びひばりが丘中学校の建替えを視野に入れた検討を庁内組織を中心に進める。

また、小中学校普通教室へのエアコン設置については、教育環境の整備を図るため、国と東京都の制度を活用して2箇年で全校への設置を目指す。平成23年度は全校分の実施設計を行うとともに中学校への設置工事を実施し、小学校については平成24年度に設置していく計画とする。

学校給食環境の整備

学校給食法に基づく給食事業の充実を進めるとともに、国内産の食材、地場野菜等を取り入れた安全・安心な食材の提供に努める。

調理業務の民間委託については、給食調理員の欠員状況を鑑みながら取り組んでいく。中学校給食については、本年度3校で学校給食法にのっとった完全給食を開始する。

また、本年度中に残る6校について完全給食化のための整備工事を実施し、平成24年度にはすべての中学校を完全給食に移行する。

情報教育環境の整備

情報教育センターの機能の充実を図り、学校での高速インターネットの利用、情報の共有等を推進するとともに、学校と地域との連携を推進するための整備を行う。

エコスクールの推進

地球規模の環境問題が大きく取り上げられている現在、地域における取組が重要となっている。昨年度から市内全校で取り組んでいる「エコアクション21」に基づく積極的な環境活動を実施し、学校における省資源、省エネルギーの推進、その他環境に配慮した学校運営を目指す。

緑のカーテンについては、教育・環境、両面での効果を目指し、小学校は16校、中学校は1校で継続して実施する。校庭の芝生化については昨年度、新たに1校で大規模な実施をし、実施校は3校となった。平成23年度はさらに1校を予定している。

小学校第5学年及び中学校第1学年において、「CO2削減アクション月間」に取り組み、チェックシートを活用した家庭における環境に配慮した行動の実践を通して、環境教育の充実を図る。

(3) 学校経営改革の推進を図る

特色ある学校づくりや学校の活性化のため、校長を中心とした地域と一体となった自立的な学校経営を行うことが重要となっている。

保護者や地域の理解と信頼を得た魅力ある学校づくりを目指し、学校運営連絡協議会の充実や学校評価などの取組を進めるとともに、教員の資質向上のため、人事考課制度や研修体制の充実を図る。

学校組織の活性化と教職員の資質・能力の向上

教員の資質・能力の向上を図るため、教員のライフステージやキャリアプランに応じ、人事考課制度と連動した能力開発型の研修を行うなど、研修体系に基づいた研修の充実・発展を図る。

「西東京市教育情報化推進計画」に基づき、校務用パソコンの整備を進め、校務の効率化・最適化を図る。また、「西東京市学校情報セキュリティポリシー」に基づき、教職員の情報セキュリティ

ティに関する資質の向上を図る。

学校評価・学校訪問監査の実施

校長のリーダーシップの下に作成された学校経営計画に基づく教育活動の取組や成果などをより具体的に評価・検証する。また、学校の自己評価の結果並びに保護者や地域住民等、学校の関係者による評価結果を学校経営に反映させ、その結果を公表することで、開かれた学校づくりを一層推進する。さらに、教育委員会による監査を学校訪問や長期休業期間等において実施し、適正化を図る。

(4) 教育相談機能の充実を図る

今日の社会状況を反映し、児童・生徒、保護者が抱える不安や悩みは複雑多岐にわたる。学校現場においては、いじめや親子関係、心の問題などさまざまな要因により不登校の問題も発生している。

こうした状況に対応するため、カウンセリング機能の充実を図るとともに、不登校の未然防止や適応指導教室等の充実など不登校対策に積極的に取り組む。

カウンセリング機能の充実

関係機関との連携等により、複雑な相談内容にも丁寧な対応を図るとともに、研修や個々のケースに対する検討会議の実施等により、心理カウンセラーの一層の資質向上を図る。

引き続き、東京都公立学校スクールカウンセラーの配置を東京都に要請する。

不登校児童・生徒への対応の充実

不登校対策委員会を開催し、情報交換・情報共有を図る。中1不登校未然防止の取組を引き続き実施し、課題・問題点の把握に努める。

(5) 特別支援教育の充実を図る

平成22年度までの4箇年の実績・成果とその評価を踏まえ、関係機関との連携をより推進し、障害のある児童生徒一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばすため、個々の教育ニーズに応じた指導の充実を図る。

また、特別支援学級(固定学級、通級指導学級)の教育環境の整備を進めるほか、教職員の研修や外部機関との連携を推進し、学校全体としての理解、指導体制の充実、指導を担当する教員の能力や専門性の向上を図る。

ニーズに応じた多様な教育の展開

心身に障害のある子どもの能力・特性等を十分に伸ばし、それぞれの障害の状態及び発達段階に応じた適切な特別支援教育の充実を図る。また、本市における特別支援教育を円滑に進めるために、巡回指導員及び指導補助員を必要に応じて配置していく。

教職員の研修の充実を図り、教員の指導力の向上や特別支援教育に対する理解を図る。

定期的に心理カウンセラーを小学校に派遣するとともに、学校からの要請や相談に基づき、特別支援教育に関する専門的な助言等を行う専門家チーム、学校支援アドバイザーを派遣する。

特別支援学級等の整備

対象となる児童・生徒数の動向を注視し、特別支援学級等の整備について、適切な対応をとる。



(1) 学校・家庭・地域・行政の連携強化を進める

教育に対する様々なニーズに合わせて、学校だけではなく学校・家庭・地域の協働により、教育・防犯・安全・健全育成などに関して子どもや青少年に対する教育を充実していくことが強く求められている。

保護者や地域の住民や関係団体をはじめ、大学や高等学校など市内の教育機関との連携、幼稚園・保育園との連携を図り、地域ぐるみの教育の充実を推進する。

学校を拠点とした地域全体における教育力の向上

学校教育に貢献する意欲と熱意をもった地域の住民や、多様な専門性のある地域人材を学校支援ボランティアや「地域教育協力者活用事業」等により積極的に活用し、市民の教育活動への参加を促進していく。

学校・家庭・地域が一体となり、学校を地域ぐるみで支え、子どもたちを育てる仕組みの構築を目指し、「学校支援地域本部事業」や「放課後子ども教室」などの取組について検討する。

地域との連携による子どもたちの安心・安全の確保

学校内外における子どもの安全を確保するため、セーフティ教室や中学校の自転車安全教室等での安全指導や犯罪から身を守る教育、学校での地域安全マップや危機管理マニュアルの作成、学校安全連絡会等を中心としたボランティアへの協力依頼等、学校・保護者・地域・関係機関が一体となった取組を一層推進する。また、保護者・地域で取り組まれている子どもの安全を守る活動を積極的に支援する。

教育関係部署・関係機関との連携強化

地域の大学との共同事業として、早稲田大学と連携した「理科算数大好き実験教室」や、東大農場と連携した体験授業、食育事業を引き続き実施し、充実を図る。

(2) 家庭の教育力の向上を支援する

人間形成の基礎となる乳幼児期から青少年期にかけて、子どもの健やかな成長に関して「家庭教育」への支援の充実が求められている。

「家庭教育」の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭の教育力の向上に関する支援を公民館、図書館や地域ネットワークにより充実する。

地域ぐるみでの家庭教育支援の関係づくり

西東京市相談ネットワーク連絡会等に参加し、関係機関との連携を図る。

保護者、教員、民生児童委員等地域の人々を対象に、子どもの育ちに関する講座を開催する。

公民館は、地域ぐるみの子育て支援環境をはぐくむ拠点として、多様な世代がつながり、学びを提供する。

家庭教育に関する学びの機会の充実

多くの世代と属性をもつ市民が子育て支援環境づくりにかかわれるよう、公民館利用サークルと子育て期の親子が交流できる親子対象講座等を実施する。

(3) 社会教育の特色を生かした青少年教育を支援する

今日、青少年と地域コミュニティとの関係が大きく変化している。

豊かな人間性をはぐくむことを目指して、青少年教育事業の充実、活動の場の確保、情報提供、指導者の育成などについて、地域社会全体で青少年の自主的な活動を支える取組を推進する。

放課後や週末の体験・交流活動等の場づくり

放課後や週末に学校施設等を活用し、遊び場開放事業の推進や団体使用等の場の提供に努め、青少年の居場所を確保する。また、少しでも多くの青少年が、地域の様々な体験・交流活動に関わることができるよう地域のサポート体制を整え、その充実を図る。

青少年活動への支援

青少年が自分の興味・関心に応じて地域で継続的に多様な活動ができるよう、公民館では、地域のサークル活動の情報を提供するなどの学習相談にも応じるほか、青少年が自らの意思で地域の活動に参加できるきっかけとなる講座を開催する。

(1) 多様な学びを支える社会教育を振興する ～公民館・図書館等を中心として

市民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に評価し、生かすことのできる社会の実現が求められている。

公民館、図書館など社会教育に関する施設の整備・充実を図り、社会教育推進の中核施設として時代や社会の変化に対応できるよう機能を強化し、市民一人ひとりの社会教育活動に対する関心を高めるために、市民相互の交流を活性化し、活力あるまちづくり、地域づくりを推進する。

公民館・図書館事業の充実

公民館は市民の教育・学習の場であり、市民交流を通じたまちづくり・コミュニティ意識を高める場である。公民館での活動をとおして、市民の自治意識を高めるための支援や市民自らが培った力を次世代につなぐ視点をもった施設運営に取り組む。また、職員はそのための支援者であることを自覚し、市民との信頼関係を培うため、日常業務の中での自己研鑽に努める。

図書館では、バリアフリーに配慮した施設環境の整備や、図書館ホームページの充実を進める。また、インターネットを利用し、資料の検索・予約だけでなく、いつでも、どこでも調査が申し込める「Webレファレンス・サービス」を実施し、図書館利用の利便性を高める。

だれもが学習に参加できる体制の整備と充実

いつでも、だれでもが学習の機会を保障されていることが大切である。社会的に制約を受けやすい人を対象とする活動を整備・充実させ、多くの市民との交流や連携を通じて、すべての市民が豊かな生活を実現できる市民意識の醸成に努める。

公民館では、さまざまな立場や年齢の人が参加しやすい学級・講座の実現、学びが必要になったときに学習に参加できる環境を整備する。

障害のある人の図書館利用を応援し、ボランティアの協力により、デージー図書の普及や来館できない高齢者への本の宅配を行い、情報弱者への資料提供を充実する。

図書館各館で取り組んでいる「おはなし会」やブックスタートなどの子育て支援事業についても継続して実施する。

(2) 多様な学びを支える社会教育を振興する ～文化・文化財等を中心として

文化の振興については、行政機関が直接に実施・展開するだけでなく、市民団体・NPO、企業・事業者や市民自らが振興を図る主体として、それぞれの役割に応じた積極的な取り組みが重要である。

市民の文化活動の活性化を図るため、身近な地域で誰もが活動に参加することができ、発表・交流ができる機会や環境の整備を進める。

市民の創造・文化活動への支援

子どもたちが、日常生活圏で多様な文化を体験できるよう、公民館・図書館などで芸術・文化事業の一層の拡充を図るとともに、小・中学校の教育活動を通じて「本物の芸術」にふれあう環境整備に努める。

文化財資料の収集・整理・活用等の充実

郷土への愛着を高める上において、先人たちが残した文化財の保存は重要な意味をもつ。下野谷遺跡など市民が誇りに感じられる文化財の保存・普及を進める一方、民具や農具などの歴史資料の収集・整理を行い、郷土資料室での公開や体験学習などの機会を充実する。また、市民の生涯学習活動環境を拡充する観点からも、文化財資料の幅広い活用を推進する。

(3) いつでも・どこでも・だれでも学べる環境を整備する

多様化する市民の学習ニーズを踏まえ、市民の学習意欲に応え、その活動を支援ために、ソフト・ハード両面から総合的に学習環境の整備を推進する。

情報・人材を中心とした学習支援体制の整備

市民の学習活動を支援するため、学習情報（施設・団体・事業・人材等）の提供に関する総合的な窓口の開設の検討に向け、生涯学習人材バンクの整備等を進める。

市民が培った経験や知識を地域の学習活動に活かす仕組みとして、生涯学習人材による企画講座情報の整備・活用を進める。

施設整備・利便性向上などを中心とした学習支援体制の整備

老朽化する施設の維持・補修に努め、施設改修計画の策定に取り組むことで、誰でもが、居心地の良い公民館・図書館の施設環境を整える。本年度は、芝久保公民館ロビー床面の改修等を実施する。中央図書館のレファレンス機能の強化やＩＣタグシステムを活用した機能的で効率的な運営、また、東伏見駅周辺の空き店舗を活用した図書サービスの提供など、さまざまな形で市民の学習を支援する環境の整備を進める。